

医療機関において「新型コロナウイルス感染症」と診断された場合は、法律の規定により出席停止となります。登園される際は、この治癒報告書を提出して下さい。

治癒報告書は、医師の指示を受け療養期間を確認し、保護者が記入して下さい。

「新型コロナウイルス感染症」の出席停止の期間の基準は、学校保健安全法施行規則により、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」と定められていて保育園もこれに準じています。

この用紙は保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

治癒報告書

組

園児氏名

下記疾患は、治癒していることを報告いたします。

疾患名	新型コロナウイルス感染症
発症日	年 月 日
受診した医療機関名	
医療機関受診日	年 月 日
治癒の根拠 (該当する番号に○)	1. 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快後1日を経過した。 (症状が軽快した日 月 日) 2. 医師の指示 (療養期間 年 月 日 ~ 年 月 日)

※裏面の発症当日から症状が軽快した日の記入もお願いします。

年 月 日より登園させます。

保護者氏名

保育所における新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の考え方

新型コロナウイルス感染症発症後、登園可能になるには、下記の2つの条件を両方満たさないとはいけません。

①発症後5日を経過していること

②症状が軽快した後1日を経過していること

(症状軽快とは)解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状(咳や息苦しさ等)が改善傾向にある状態です。

無症状の感染者の場合は、検体接種日を0日目として、5日を経過すること

例	発症日	← 原則として5日間は登園不可 →							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後 1日目に 軽快した 場合	発症	軽快	軽快後 1日目						登園可能
発症後 2日目に 軽快した 場合	発症		軽快	軽快後 1日目					登園可能
発症後 3日目に 軽快した 場合	発症			軽快	軽快後 1日目				登園可能
発症後 4日目に 軽快した 場合	発症				軽快	軽快後 1日目			登園可能
発症後 5日目に 軽快した 場合	発症					軽快	軽快後 1日目		登園可能

	発症当日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
保護者		軽快							
記入欄	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

※保護者の方は、上記の表を参考にして、軽快した日をご記入下さい。

それをもとに、**治癒報告書**の記入をお願いいたします。

一人一人が停止期間(症状が続く期間)をしっかり休むことによって流行、拡大を食い止める効果があります。一度に多くの人が感染すると免疫機能の弱い乳幼児や高齢の方、持病のある方が重症になる確率が上がります。さらに、働き手のお父さん、お母さんが活動できなくなる、など社会機能にも影響します。